

## 相模原市農業委員会第26回会議議事録

開会日時 令和6年4月30日 午後1時38分

閉会日時 令和6年4月30日 午後2時37分

開催場所 市民会館3階 第1大会議室

出席委員 (○印)

①	青木 齊	⑧	志村 佳男	⑮	八木 拓美
②	齋藤 憲一	⑨	阿部 健	16	菱山 喜章
③	加藤 正博	⑩	高橋 三行	17	藤村 達人
④	渋谷 久夫	⑪	齋藤 孝之	18	天野 明
⑤	斉藤 嘉之	⑫	山口 幸男	⑲	加藤 通一
⑥	大塚 優子	⑬	大谷 健一		
⑦	小林 康史	⑭	西東 邦雄		

出席委員 16名

欠席委員 3名 (16番菱山喜章委員、17番藤村達人委員、18番天野明委員)

傍聴人 0名

事務局 前田康行 伊藤和彦 濱端雄高 武信秀直

議事録署名人 議長

議席 1番

議席 19番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第1回農地利用最適化推進委員連絡会報告
3	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
4	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
5	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
6	議案第4号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第5号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第6号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第7号	令和7年度県農地の最適化の推進に関する意見について
10	報告第1号	農地所有適格法人の報告について
11	報告第2号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
12	報告第3号	非農地証明書の発行について
13	報告第4号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
14	報告第5号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

## **議長（阿部会長）**

ただいまから、相模原市農業委員会第26回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は16名で、定足数に達しております。

本日、16番菱山喜章委員、17番藤村達人委員、18番天野明委員より欠席の旨通告がありますので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、1番青木齊委員、19番加藤通一委員、お二人を御指名いたします。

本日の傍聴はありませんので、このまま進めていきます。

## 日程1 会務報告

### 議長（阿部会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

前田事務局長に報告いたさせます。

### 事務局（前田事務局長兼次長）

それでは、令和6年3月28日から令和6年4月29日までの主な会務につきまして、報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、まず、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

4月17日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは報告7件となっております。

続きまして、市関係でございます。

3月28日、農業委員会第25回総会を行いまして、農業委員18名が出席しております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

4月15日、第1回農地利用最適化推進委員連絡会を行いまして、農地利用最適化推進委員17名、農業委員18名が出席しております。内容につきましては、地域計画の策定に係る概要についてほかでございます。

同日、相模原市地域計画旧相模原市区域協議の場及び相模原市地域計画旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町区域協議の場が合同開催されました。この会議は農政課主催の会議となっております。農業委員18名、農地利用最適化推進委員17名が出席しております。内容につきましては、本市における地域計画の策定についてほかでございます。

4月22日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

以上でございます。

### 議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

[ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、以上で会務報告を終わります。

## 日程2 第1回農地利用最適化推進委員連絡会報告

### 議長（阿部会長）

続いて、日程2「第1回農地利用最適化推進委員連絡会報告」をいたします。  
事務局に報告いたさせます。

### 事務局（濱端総括副主幹）

それでは、4月15日に行われました第1回農地利用最適化推進委員連絡会の結果を報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

議題（4）農地利用状況調査の判定基準の変更について、これまでの判定基準でA、A-、B判定だった農地が耕作中にまとまってしまいが、従来のB判定については、今後荒れてしまうことへの懸念や農地のあっせんにつなげられる可能性があるため、注視が必要であると思うので、タブレットにコメント等で記録することはできないかとの意見がありました。

事務局からは、委員の負担が増え過ぎない方法での運用ができないか、事務局内で検討していく旨、回答いたしました。

以上で、第1回農地利用最適化推進委員連絡会の報告を終わります。

### 議長（阿部会長）

ただいまの報告について、皆さんから何か御発言がございましたら、お願いします。  
よろしいですか。

[ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、以上で、第1回農地利用最適化推進委員連絡会報告を終わります。

## 日程3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続きまして、日程3議案第1号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（武信総括副主幹）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1から3-2及び3-1001から3-1003は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和6年4月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-1及び3-2は、相模原市中央区に住む譲受人が、相模原市中央区に住む譲渡人が所有する農地を経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は田名の田、2筆、990㎡です。今後の作付は水稻を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地22筆、16,010㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

補足説明としましては、こちらの案内図の下側の農地については1反の半分のように見えますが、下側の白い部分についても、既に譲受人の父親が購入してしまっており、今後は1反を作付できるということになります。真ん中については、畦がない形となっております。

本庁分は以上です。

### 事務局（伊藤所長）

続きまして、收受番号3-1001は、緑区川尻に住む譲受人が、町田市に住む譲渡人の所有する農地を経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請地は川尻の畑、1筆、907㎡です。今後の作付は大豆を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地19筆、7,885.27㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が350日、妻も350日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しております。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-1002は、緑区葉山島に住む譲受人が、同じく緑区葉山島に住む譲渡人の所有する農地を経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請

です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は3ページを御参照ください。申請地は葉山島の畑、1筆、879㎡です。今後の作付は、トマト、ピーマン、大根を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地5筆、2,151.75㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が200日、妻は160日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-1003は、緑区長竹に住む譲受人が、藤沢市に住む譲渡人の所有する農地を経営規模拡大のため、所有権移転をするための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。申請地は長竹の畑、1筆、359㎡です。今後の作付は、ハウレンソウ、白菜を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地9筆、6,172㎡は適切に管理されています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が330日、妻は300日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

#### **議長（阿部会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号3-1及び3-2については、中央区担当、大谷健一委員、お願いします。

#### **13番（大谷委員）**

27日に見てきましたが、いつでも耕作できるような状況になっております。この水田は、1つは水路しかなく、使い勝手の非常に悪い田んぼの中に入っております。よくこの水田を買ってくれたと本当にありがたいと思っております。

以上です。

#### **議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号3-1001については、城山地区担当、齋藤憲一委員、お願いします。

#### **2番（齋藤委員）**

4月25日に現地調査をいたしました。今、スクリーンに映っているとおり、左側にフェンスの様なものがあるのですが、農道が手前からずっと、途中で切れてしまっていますけれども、農道がありまして、その右側、この家が建っているほうが南側ですけど、右が西側、手前が北側になっておりまして、この辺は全部農地で、左側のところが休耕地のような感じで、後ほど農用地利用集積計画の議案で出てくると思いますけど、いずれにしても、農地の状況で、何ら問題ないと思います。あとは事務局の説明どおりでございます。御審議のほど、お願いいたします。

以上です。

#### **議長（阿部会長）**

続きまして、収受番号3-1002については、城山地区担当、齋藤孝之委員、お願いします。

**11番（齋藤委員）**

4月23日に落合推進委員と現地に行って見てきたのですけれども、異状はありません。いいところを買ってもらったなというところで、私たちもちょっと手が出ないようなところなので、そこをやるということで、また、北側の地主さんも、境の草を刈ったり、木を切ったりしてやりやすくしていただいたので、本当に喜んでおります。御審議、よろしく願いいたします。

**議長（阿部会長）**

続きまして、収受番号3-1003については、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いします。

**15番（八木委員）**

4月29日に長谷川推進委員と現地調査に行つてまいりました。スクリーンで見て分かるとおりに、現状、防草シートが張られているのですけれども、下のところまでは確認しなかったのですが、剥がせばすぐに耕作もできるような状態なのかなと見た感じですぐ分かりました。今回の譲受人も自宅のすぐ横にこのような畑があるということなので、恐らく、耕作にも問題がないと思います。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**議長（阿部会長）**

これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第1号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よつて日程3議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程4議案第2号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（武信総括副主幹）

それでは4ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-1から4-2及び4-1001は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和6年4月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、5ページを御覧ください。

收受番号4-1は、申請人が所有する大島の農地、1筆、899㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、医療法人社団からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、出入口を除き、土留め鋼板を設置する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は大沢まちづくりセンターの西約370mです。

続きまして、收受番号4-2は、申請人が所有する鶴野森1丁目の農地、1筆、550㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産会社からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、北側を除き、西側にブロック2段積み及びフェンスを設置し、東側及び南側は既設ブロック、RC擁壁、単管フェンスをそれぞれ利用する計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原市立鶴野森中学校の南西約10mです。

本庁分は以上です。

### 事務局（伊藤所長）

続きまして、收受番号4-1001は、申請人が所有する緑区川尻の農地、5筆、1,283.93㎡を重機置場として使用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第3種及び第2種農地です。申請理由は、隣接する土木事業者からの要望により、重機置場として使用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存擁壁を使用するとともに、北側にコンクリートブロック3段を設置し、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は県営大島団地の北約270mです。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-1については、緑区担当、山口幸男委員、お願いします。

### **12番（山口委員）**

4月24日に現地を見てきまして、もともと家庭菜園のような使い方をしていた場所で、東側と北側に一部、やはり家庭菜園のような使われ方をされている農地があります。この境に40cmほどの鋼板をつけるということなので、全く影響はないと思います。むしろ、転用した後の車の出入りで近所の住民とトラブルが起こらないかなど、そんな心配が多少あります。営農環境としては全く問題ありません。

以上です。

### **議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号4-2については、地区担当の高橋三行委員、お願いします。

### **10番（高橋委員）**

4月27日に現地を確認してきました。現在、貸農園みたいな感じで、畑らしくはなっていました。先ほど事務局から説明がありましたように、学校と道路を挟んで隣合わせになっています。駐車場ということで、車の出入りがありますので、ぜひとも駐車場を管理する方々に補足説明して、交通の安全を確認していただければありがたいなと思いました。御審議よろしくをお願いします。

### **議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号4-1001については、城山地区担当、齋藤憲一委員、お願いします。

### **2番（齋藤委員）**

4月25日に現地調査をしました。スクリーンだけではなくて、案内図7ページをよく見ていただけると分かると思うのですが、ちょうど真ん中のところが斜線で申請地ですけど、周り一帯、農地等はほとんどない状況の場所です。重機置場ということで申請が入ったものですが、申請地の南側は砂利敷きで、きれいな駐車場になっております。右が東側、既に重機置場になっているんですけど、今回は駐車場の北側の場所で、後ろに民家がありまして、左側は南から北に向かって広い道路があります。そういった場所で、この辺、番地がすごく細かくなっておりまして、この民家のところにはCB150というブロックを3段積みするということで、60cmぐらいブロックを積むような計画になっておりまして、右側の②のところから出入りする、既に重機置場がある、その引き続きの重機置場ということです。計画図がかなりしっかり出ておりまして、先ほどの事務局の説明も含めて、特に問題はないのではないかと判断しております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

### **議長（阿部会長）**

事務局、4-2の補足説明がありましたら。

### **事務局（武信総括副主幹）**

鵜野森の駐車場につきましては、既に学務課に連絡を入れておりまして、今後管理する有限会社にも、学校の裏手に当たるところなので、管理に十分に気をつけるようにと伝えてあります。

以上です。

**議長（阿部会長）**

それでは、これより質疑に入ります。御発言はございませんか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第2号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程4議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程5議案第3号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤所長）

それでは、7ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1001から5-1004は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和6年4月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページを御覧ください。

收受番号5-1001は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区青野原の農地、1筆、307㎡の所有権移転を受け、作業所及び駐車場に転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は個人事業者として中古車販売業を営んでおり、事業拡大に伴い、新たに作業所及び駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリートブロック2段から4段を使用するとともに、新たにコンクリートブロック1段から2段を設置し、雨水については砕石敷きによる敷地内浸透とし、汚水については浄化槽を設置して処理します。申請地は市立青和学園の北西約320mです。

続きまして、收受番号5-1002は、譲受人の株式会社ES-MIRAIが、譲渡人が所有する緑区中沢の農地、1筆、2,124㎡の所有権移転を受け、太陽光発電設備に転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、太陽光発電設備を設置するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、土羽高さ20cm及びフェンス高さ1.2mを設置し、雨水については、土のままによる敷地内浸透とします。申請地は市立中沢中学校の北西約1kmです。

続きまして、收受番号5-1003は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区中野の農地、6筆、491.69㎡の所有権移転を受け、自己住宅に転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、譲受人は現在、賃貸住宅に住んでおり、手狭なため、自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリートブロック1段から4段及び既存コンクリート擁壁高さ1.5mを使用するとともに、新たにコンクリートブロック2段から3段を設置します。雨水については雨水浸透トレンチを設置し、通路及び駐車場は砂利敷きによる敷地内浸透とし、汚水については公共下水道に接続します。申請地は相模原西メディカルセンターの南西約140mです。

続きまして、収受番号5-1004は、譲受人の株式会社森川工務店が、譲渡人が所有する緑区吉野の農地、2筆、286㎡の所有権移転を受け、駐車場及び資材置場に転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、譲受人は建設業を営んでおり、事業拡大に伴い、駐車場及び資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、矢板土留め高さ10cm及び万能鋼板高さ2mを設置し、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とします。申請地は中央自動車道相模湖インターチェンジの北西約280mです。

以上で説明を終わります。

#### **議長（阿部会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号5-1001については、本日の欠席の菱山委員が地区担当になっています。同委員からは、4月25日に加藤推進委員と調査に行き、現地は境界もはっきりしており、近隣の農地への日照への影響なども含めて、特に問題はない旨の報告を受けております。

次に、収受番号5-1002については、城山地区担当、西東邦雄委員、お願いします。

#### **14番（西東委員）**

4月27日に現地を確認してまいりました。スクリーンにあるように、ちょっと傾斜した場所ですが、右下には圏央道が通っておりまして、左側は一定の住宅地という形で、多分、住宅の方たちは、畑も含めて、いい景観の中で住まわれていたわけでありまして、ここには太陽光の設備をつくるということで、転用については駄目だという理由も見つかりませんし、第2種農地でもありますし、仕方がないことかなとは思いますが、ただ、住宅の方たちにとっては、景観等も含めて、少し環境も変わるようなことになるかと思うのです。その辺りを業者の方にも一定の配慮を求められたらということで、少しそういうところも考えていただきながら、仕方がないことかなということで、よろしいかと思えます。

以上です。

#### **議長（阿部会長）**

続きまして、収受番号5-1003については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いします。

#### **6番（大塚委員）**

27日に高城推進委員と見てまいりまして、特に問題はないと思えます。ただ、境界等ははっきりしているのですが、隣地との境にきちんと土留めをしていただければ、お隣に住居の続きの家庭菜園地があるので、菜園ができなくなるとはかわいそうなので、そこだけきちんと見ていただければ問題ないと思えます。

#### **議長（阿部会長）**

次に、収受番号5-1004については、藤野地区担当、加藤正博委員、お願いします。

#### **3番（加藤委員）**

4月23日に天野委員と一緒に歩きました。この図面で見ると、草がぼうぼうとして  
いるんですけど、現地へ行ったときは、きれいに草が刈ってあって、すぐに境が分か  
りまして、別に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

#### **議長（阿部会長）**

事務局から補足がありましたら、お願いします。

#### **事務局（伊藤所長）**

収受番号5-1002、太陽光発電について、委員から御意見がございました。太陽  
光のパネルについては、まず、道路沿いに下に下りるスロープがございます。そこから  
1mほど離して、下側に太陽光パネルを合計162枚設置する予定で、パネルの傾斜で  
すが、ちょうど下側が南側になりますので、南側に向けてパネルを傾けていくとい  
うことになりますので、住宅側としては、パネルの裏側が見えるような設置方法にな  
ります。高さも約2mまではいかないですが、道路から下がった土地になりますので、  
見た感じ、パネルによって圧迫を受けるような施工にはならないと思っております。

以上です。

#### **議長（阿部会長）**

ほかはいいですか。

それでは、これより質疑に入ります。

#### **2番（齋藤委員）**

収受番号5-1002、太陽光発電についてです。先ほど御説明がありましたけど、  
まず、大きさが約2,100㎡、約2反強の大きさ、結構広いところですけど、1点は、  
圏央道の車に向かって、南側からの反射が道路に出ないのか、これ、しっかりとやっ  
ておかないと問題が発生しますので、気をつけていただきたいです。

それからもう1点は、東側と北側なのでどうなのかというのはあるのですが、住宅  
に半面は囲まれている場所ですね。私は現地を見ていないので何とも言えないのだけ  
ど、譲渡人、それから譲受人も地元の状態を理解しているのか分からないということで、  
太陽光のパネルというのは、太陽が当たれば当たるほどいいので、強く光ります。大  
体、山の中の谷間とか、あまり影響がないところに広く立てています。一部、青野原  
のほうも何回か許可を出した場所がありますから。問題は、反射のことと、先ほど西  
東農業委員から説明がありましたが、周りの住宅に本当に問題ないのかどうか。結  
構広い場所なので、その辺、しっかりとコメントを出したほうが、そういうことを  
きちんとしておいたほうがよろしいのではないかなと思います。

以上です。

#### **事務局（伊藤所長）**

まず、圏央道についてですが、ここの場所については、防音壁、要はトンネル状態  
になっているところですので、その点では問題はないかなというところがあります。

それと、パネルの角度ですが、図面上、角度は書いてはいないのですが、見た目  
で説明させていただきますと、約10度あるかないかぐらいの角度になっておりま  
すので、ほぼ空に向かって角度をつける計画になっています。大体これぐらいの角  
度になるかと思うのですが、ですので、上から来れば、それほど反射角がなく、  
また、空に反射していくような設計図にはなっております。

#### **19番（加藤委員）**

収受番号5-1004でお伺いしたいのですが、先ほど、矢板は10cmぐらいで、万能鋼板は2mと説明があったのですが、2mの鋼板は、案内図の①とか②の写真の方向からして、どっちにつくのでしょうか。

**事務局（伊藤所長）**

案内図では表されていないのですが、申請地の右側に市道があります。幅員が1.8m、軽自動車では通れるような幅員ですけれども、その市道沿いと、そこから南側のところに沿った直線の部分を2mの鋼板でL字型に囲うような計画になっています。そのほかについては、矢板土留め10cmで土留めをするという計画になります。

**19番（加藤委員）**

今の話ですと、この案内図でいうと、①の矢印の先のところからクランプして、駐車場と書いてあるほうに鋼板をやるということだとすると、2mって、隣の畑に日影がでますよね。これは畑の印ではないのかもしれないけれど、その辺は大丈夫でしょうか。そこまでの高いものって、結構、影響があるような気がするのですが。

**事務局（伊藤所長）**

申請地の北側にも畑が現存しております。南側も、実際、畑として耕作されていますけれども、いずれにしても、北側のところは矢板で10cmほどの土留めをしますので、日影にはならないかなというところと、南側については、当然、南側から日が当たりますので、申請地は日影になろうかと思えますけれども、南側の畑は、特段、日影にもならず、影響はないかと考えております。

**19番（加藤委員）**

すみません、そうですね、はい。

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

ほかに御発言はございませんか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

それでは、ないようですので、採決をさせていただきます。

議案第3号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程5議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程6 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程6議案第4号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいただきます。

### 事務局（伊藤所長）

それでは、11ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号6-1001から6-1009は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和6年4月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、12ページから17ページを御覧ください。

整理番号6-1001から6-1006及び6-1009は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は12ページ及び14ページを御覧ください。なお、12ページの案内図については、細かな筆がありますので、地番ではなく整理番号を記載しています。契約期間は3年8か月及び5年8か月で、件数は7件、26筆で、面積は11,581.04㎡でございます。こちらにつきましては、利用権設定者のさがみネギセンターがネギの栽培をする予定になっております。

続きまして、整理番号6-1007は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は13ページを御覧ください。契約期間は5年8か月、件数は1件で2筆、面積は917㎡です。

続きまして、整理番号6-1008は、以前、借受人が利用権を設定し、耕作していた畑ですが、合意解約を行い、その間、東京電力パワーグリッド株式会社の仮設工事用地として一時転用がされており、工事が終了しましたので、この1月に農地に復元されたため、借受人が再度、利用権を設定するものです。契約期間は5年8か月、件数は1件で1筆、面積は603㎡です。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

[ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 4 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程 6 議案第 4 号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程7 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程7議案第5号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（武信総括副主幹）

それでは、18ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号6-1から6-12及び6-1001から6-1005は、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和6年4月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、19ページから21ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川農業会議が所有者から農地を借入れ、耕作者に貸し出すための利用権を設定するものです。本庁管内の12件のうち、更新分は整理番号6-1から6-4及び6-11から6-12までの6件、10筆、9,042㎡で、耕作者の変更に伴う申請です。新規分は整理番号6-5から6-10までの6件、12筆、12,210㎡です。新規分については、案内図15ページから17ページを御覧ください。

整理番号6-3及び6-4は、新規就農のため、利用権を設定するもので、譲受人の経営農地は、これにより4筆、1,924㎡となり、サツマイモを栽培していく予定です。

本庁分は以上です。

### 事務局（伊藤所長）

続きまして、21ページから23ページを御覧ください。

整理番号6-1001から6-1003は、東京電力パワーグリッド株式会社の仮設工事用地として一時転用され、工事期間が終了したこの1月に農地に復元されたため、借受人が利用権を設定するものです。件数は3件で4筆、1,685㎡です。

残りの2件については新規分となります。

まず、整理番号6-1004は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は18ページを御覧ください。契約期間は4年8か月、件数は1件で2筆、面積は2,077㎡です。今回の利用権設定農地においては、露地野菜を栽培していく予定です。

続きまして、整理番号6-1005は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は19ページを御覧ください。契約期間は7年8か月、件数は1件で4筆、面積は2,634㎡です。今回の利用権設定農地においては、長ネギ、スイートコーンを栽培していく予定です。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第5号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程7議案第5号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程 8 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程 8 議案第 6 号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、8 番志村佳男委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いします。

### 8 番 志村佳男委員 退席

### 議長（阿部会長）

それでは、日程 8 議案第 6 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（武信総括副主幹）

それでは、24 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 6-13 は、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 6 年 4 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、25 ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川農業会議が所有者から農地を借入れ、耕作者に貸し出すための利用権を設定するものです。

整理番号 6-13 は新規分です。案内図は 20 ページを御覧ください。件数は 1 件、2 筆、1,394 m<sup>2</sup>です。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

### 質疑なし

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

### [ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 6 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

### 議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程8議案第6号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、8番志村佳男委員には、御着席をお願いいたします。

**8番 志村佳男委員 着席**

## 日程9 議案第7号 令和7年度県農地の最適化の推進に関する意見に

### ついて

#### 議長（阿部会長）

続いて、日程9議案第7号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいただきます。

#### 事務局（濱端総括副主幹）

それでは、26ページを御覧ください。朗読いたします。

議案第7号 令和7年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見について。農業委員会等に関する法律第53条第1項の規定により、神奈川県農業会議が提出する令和7年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見に関し、意見を求められているため、別紙のとおり提出する。令和6年4月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、27ページから29ページを御覧ください。

毎年、県に対して意見や要望するもののうち、今回、県農地等の利用の最適化の推進に関する意見につきましては、1月及び2月開催の全員協議会、3月開催の農地利用最適化推進委員連絡会地区部会及び第10回農政運営委員会で提示し、協議を経て提案するもので、昨年度要望したものがまだ実現されていないことから、継続して要望するものです。

今回の意見につきましては、シカの被害が増大していることや、昨年度に津久井地域でツキノワグマの出没が増え、度々、錯誤捕獲が発生していることから、県に対して効果的な対策を講じることを盛り込んでいます。

なお、令和7年度税制改正要望事項につきましては、既に3月末に県農業会議へ提出しております。

以上で説明を終わります。

#### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

#### 質疑なし

#### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

#### [ はいの声 ]

#### 議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第7号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

#### 全員挙手

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程9議案第7号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 0 報告第 1 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 1 報告第 2 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利  
用状況の報告について

日程 1 2 報告第 3 号 非農地証明書の発行について

日程 1 3 報告第 4 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告  
について

日程 1 4 報告第 5 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告につ  
いて

#### 議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

#### 事務局（武信総括副主幹）

それでは、32ページを御覧ください。

こちらの経営面積の2.8ヘクタールから1.4ヘクタールに修正されているものにつきましては、令和5年2月時点では2.3ヘクタールでしたので、2.3ヘクタールが現在は1.4ヘクタールに減少しているということになっております。減少した原因につきましては、令和6年2月総会で、ゆうゆう農場から独立した新規就農者が9,000㎡弱をゆうゆう農場から合意解約したところを借りるということで、9,000㎡弱の面積の減少になっております。

37ページを御覧ください。

合同会社フルーツランドにつきましては、令和3年10月と令和4年12月に農地法3条の許可を受けて、上溝の農地を4,000㎡ほど取得しています。現地を見てきたのですが、現在は栗の苗木を植えてある状態になっておりますので、こちらの収入については、相模原市のものではなく、現在、千葉県野田市でやっている農業収入が記載された形になっております。

以上です。

#### 議長（阿部会長）

ほかはいいですか。

事務局から説明がありましたが、委員の皆様から、何か御発言がありましたら、お願いします。

よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（阿部会長）**

それでは、以上で日程10報告第1号から日程14報告第5号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第27回総会は、令和6年5月31日金曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は市民会館3階第1大会議室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第26回総会を終了いたします。